

〈NGO・外務省定期協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. **議題案名**：外務省・JICAにおける先住民族に対する政策のあり方について

2. **議題の背景**：

先住民族の権利に関する国連採択の際、日本は賛成票を投じており、2008年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を国会両院で採択しアイヌ民族を日本の先住民族と認めているが、同年の国連B規約人権委員会は日本の第5回提起報告書(CCPR/C/JPN/5)を審査し以下の勧告が出ている。

32. 委員会は、アイヌ民族及び、琉球・沖縄民族を特別な権利や保護を受ける資格がある先住民族として締約国がこく式に認めていないことに懸念を持って留意する(規約27条)。

締約国は、アイヌ民族と琉球・沖縄民族を国内法で先住民族と明確に認め、彼らの継承文化や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の子供達に彼らの言語によって、あるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民族と琉球・沖縄民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**：

アイヌ民族を先住民族として認める一方で、琉球・沖縄民族に対しては先住民族であるという国会の採択は行われていない。2009年にはユネスコが琉球諸語の6言語を危機言語レッドブックに記載し、何らかの策を講じない限り消滅の危機に瀕する言語と警告している。しかしながら外務省は2010年の国連人種差別撤廃委員会(CERD)の回答として「沖縄県居住者および出身者は日本民族であり、一般に他府県出身者と同様、社会通念上、(差別の対象となるような)生物学的または文化的諸特徴を共有している人々の集団とは考えておらず、本条約の対象にならない。言語、宗教、習慣、文化などが日本本土との関係で異なっているという認識がかならずしも一般にあるとは認識していない」と回答し、琉球・沖縄民族が先住民族である点、日本民族とは別の民族である点、琉球諸語が日本語とは異なる言語である点を否定している。先住民族の権利に関して国際基準と国内基準の間に大きなギャップがあると感じている。

4. **外務省への事前質問**

1. 先住民族の権利宣言第 14 条¹を国内にも適応していくために、外務省はどのような働きかけを実施してきたのか。
2. 先住民族の人権に対する国際的認識の高まりの中で、ODA 事業も先住民族支援がますます重要になってくると思われる。特に固有の文化と歴史の尊重という観点から、先住民族の言語復興や言語教育が重要である。外務省はこうした国際的スタンダードを ODA 事業や国内の関係機関への認識の徹底にどのような働きかけをしているか。
3. ODA 事業、JICA の活動の中でこれまでいくつもの先住民族支援を行っていると思われるが、これまでの ODA 事業、JICA 活動の中でどのような先住民族支援を行ってきたか。特に言語継承支援、言語復興、言語教育に関する支援としてはどのようなものがあるか？
4. 近年における沖縄の言語復興活動は、沖縄および植民地の言語の強制からの解放後の言語形成において共に学びあえる課題に位置付けられる可能性があると言え、沖縄の言語復興活動の経験の活用等を活かした国際協力活動は考えられないか。

- 氏名：親川志奈子
- 役職：共同代表
- 所属団体：Okinawan Studies107

¹ 先住民族の権利に関する国際連合宣言（仮訳）国連総会第 61 会期 2007 年 9 月 13 日採択 第 14 条【教育の権利】

- 先住民族は、自らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
- 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
- 国家は、先住民族と連携して、その共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、独自の文化および言語による教育に対してアクセス（到達もしくは入手し、利用）できるよう、効果的措置をとる。